

2021 SCK 生活応援事業実施要綱

令和3年7月28日

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受けている公益財団法人堺市勤労者福祉サービスセンター（以下「当センター」という。）会員及び会員事業所を支援することを目的として、全ての会員に対して、利用期間を定めた2021 SCK 生活応援券（以下「応援券」という。）を配布することに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において応援券とは、第1条の目的を達成するために、当センター発行のSCK ニュース2021年10・11月合併号に掲載し配布する2021 SCK 生活応援券をいう。

2 この要綱において配布対象者とは、令和3年10月1日時点で当センター会員資格を有する全ての会員及び令和3年11月1日時点で当センター会員資格を取得した会員をいう。

3 この要綱において特定取引とは、応援券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入、サービスの提供若しくは借り受け又は役務の提供をいう。

4 この要綱において取扱事業者とは、当センター理事長に2021 SCK 生活応援券取扱事業者登録申込書兼登録証明書を提出し、審査のうえ受理印を押印した2021 SCK 生活応援券取扱事業者登録申込書兼登録証明書の交付を受けた事業者をいう。

(応援券の配布等)

第3条 当センターは、配布対象者に対し、この要綱に定めるところにより、別紙の応援券（1枚）を配布する。

2 前項の規定により配布対象者に対して配布する応援券の券面金額は、1,000円とする。

(応援券の使用範囲等)

第4条 応援券は、取扱事業者と会員との間における特定取引においてのみ使用することができる。

2 応援券の利用期間は、令和3年10月1日から令和3年11月30日までとする。

3 応援券は、1,000円以上の特定取引をする際に1枚（1,000円分）を使用することができるものとする。

4 応援券は、1会員1枚1回限り、会員本人及びその登録家族に限り使用することができる。

5 応援券は、交換、譲渡及び売買をおこなうことができない。

6 応援券は、切手、商品券、ビール券、図書券、印紙等の購入には使用できない。

(応援券の配布方法)

第5条 SCK ニュース2021年10・11月合併号に掲載し、事業所をつうじて配布をおこなう。

(参加資格)

- 第6条 2021 SCK 生活応援券取扱店舗申込時および、実施期間を通して会員事業所であること。
- 2 応援券の活用に必要な店舗等を有し、特定取引を行い、受け取った応援券の請求ができる事業所であること。
 - 3 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の規定に抵触する者でないこと。

(取扱事業者の登録等)

- 第7条 当センターは、別に作成する『「2021 SCK 生活応援券」取扱店舗募集について（お知らせ）』及び『「2021SCK 生活応援事業」の概要』（以下「募集要件等」という。）を SCK ニュース 8・9月合併号に同封して取扱事業者を募集し、応募があった事業者から取扱事業者の資格を有する事業者を選定し当該取扱事業者に登録のうえ、2021 SCK 生活応援券取扱事業者登録証明書を交付する。

(取扱事業者の責務)

- 第8条 取扱事業者は、特定取引において、会員証を提示のうえ会員番号及び会員氏名が記入された応援券の受取りを拒んではならないこと、応援券の交換、譲渡及び売買をおこなってはならないこと、その他前条の募集要件等に定める事項を遵守しなければならない。
- 2 当センターは、取扱事業者が前条の募集要件等に反する行為をおこなったときは、当該取扱事業者の登録を取り消すことができる。

(応援券の請求手続)

- 第9条 当センターは、特定取引において応援券が使用された場合は、取扱事業者より応援券を添付した SCK 応援金請求を受け、その応援金総額を支払うものとする。
- 2 前項の場合において、取扱事業者は、利用のあった1か月分の応援券を月末にとりまとめ、翌月10日までに応援券を添付して当センターへ応援金を請求するものとする。
 - 3 支払いの方法は、取扱事業者の指定口座への振込の方法による。前項の方法により受理した請求は、その月の25日（金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日）に、請求書に記載された振込指定口座に請求額を振り込むものとする。
 - 4 取扱事業者は、当センターに対し、令和3年12月10日までに応援金の請求をおこなわなければならない。

(その他)

- 第10条 この要綱に定めのない事項については、当センターと取扱事業者で協議のうえ決定する。

附 則

この要綱は、令和3年7月28日から施行する。

別紙（第3条関係）

2021 SCK 生活応援券 <small>サンビズセンター</small> コピー不可	
利用期間 令和3年10月1日（金）～11月30日（火）	
1000円	
※ご利用は期間内1会員1枚限り。 税込1,000円以上のお支払いの際にご利用いただけます。	
会員番号	見本
会員氏名	
<small>同一会員による2枚以上のご利用があった場合には1枚につき1,000円を請求させていただきます。</small>	
ご利用時には必ず会員番号・氏名を記入し、会員証を提示してください。	

<キリ線>

●利用上の注意●	
1. 会員本人及びその登録家族に限り利用することができます。	
2. 交換、譲渡及び売買を行うことはできません。	
3. 切手、商品券、ビール券、図書券、印紙等の購入には利用できません。	
利用日	令和 見本 年 月 本 日
店舗名	
<small>店舗名の押印もしくは記入をお願いします。</small>	

<キリ線>